

任意継続被保険者制度の見直しについて

この度、全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布、施行にともない、任意継続被保険者制度の見直しがされました。

任意継続被保険者の資格喪失要件に、新たに任意の資格喪失の申出が加えられましたので、お知らせします。

任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申出た場合には、その申出が受理された日の翌月1日に、任意継続被保険者の資格を喪失することができるようになりました。

施行日 令和4年1月1日

任意の資格喪失の申出の留意点

- 1 資格喪失日は健康保険組合が申出書を受理した日の翌月1日となります。
受理日 1/31 → 喪失日 2/1 ・ 受理日 2/1 → 喪失日 3/1
※喪失日のトラブル防止のため申出書は日数に余裕をもって送付して下さい。
- 2 申出書が受理された日の当月は任意継続被保険者です。
保険料の納付が必要となります。
また、被保険者証等は申出書に添付せず翌月1日以降に速やかに返却して下さい。
- 3 原則として、申出後に取消はできません。申出前に十分にご検討ください。
- 4 資格喪失の申出書が受理されたとしても、その当月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合には、任意の喪失の申出による翌月1日の資格喪失ではなく、保険料未納により、当月の納付期限の翌日に資格喪失となります。
- 5 既に保険料の前納済の任意継続被保険者の方も任意の資格喪失が可能です。
なお、その場合には、喪失月以降に係る保険料は還付します。

任意の資格喪失の申出をするとき

提出は郵送のみ受理

「任意継続被保険者資格喪失申出書兼保険料還付請求書」に必要事項を記入し、健康保険組合あてに郵送して下さい。

ご不明な点等がございましたら、健康保険組合までお問い合わせ下さい。